

タイの2016年国民投票：新憲法と軍政継続

玉 田 芳 史

タイの2016年国民投票：新憲法と軍政継続

玉田芳史

1 はじめに	132
2 憲法草案の特色	132
3 キャンペーン	138
4 国民投票の結果	144
5 おわりに	146

1 はじめに

タイでは2016年8月7日に憲法草案への賛否をめぐる国民投票が実施された。二大政党が反対したにもかかわらず、草案は可決された。

タイで20番目となる新憲法の起草は、2014年5月22日クーデタに起因する。クーデタは「東部の虎」と呼ばれる第2歩兵師団が中心となって決行した。東部の虎は2006年9月19日クーデタでも主力部隊であった。前回のクーデタの目的は、脱民主化つまり国民代表（下院ならびに内閣）の権限の抑制・縮小であった。それを達成すべく、民主的と見なされていた1997年憲法を破棄し、2007年憲法を起草して、タイ史上初となる国民投票で可決させた。しかし、そのクーデタと憲法は、撲滅を目指した党派が選挙で勝利し政権を握ることを阻止できず、支持者から「徒労（sia khong）」となじられることが多かった。東部の虎はそこで再びクーデタを実行して、脱民主化効果が一段と強い憲法の起草を行わせた。国民投票で採択された2007年憲法に代わるものであるからこそ、そして内容が反民主的であるからこそ、軍事政権にとっては国民投票での可決が至上課題であった。「国民に草案の周知徹底を図ることよりも違反の摘発を優先しているのではないか」とバンコク・ポスト紙が7月14日に書いたほど⁽¹⁾、軍事政権は形振り構わず強引に可決を目指した。内外からの批判にもかかわらず、草案が可決され、軍事政権は胸をなで下ろした。

以下では、憲法草案の特色、国民投票に向けたキャンペーンの特色、投票結果と可決理由の順に見ていきたい。最初に、総選挙を実施して政党に政権獲得を許すと、クーデタが骨折り損だったという批判を招く恐れがある。それを避けるために、総選挙を実施しても政党に実権を譲り渡さない工夫を憲法草案に凝らした。それはどのようなものであったのか。次に、自由でも公平でもないと批判されたキャンペーンはどのようなものであったのか。最後に、投票の結果にはどのような特色が見られたのか、なぜ可決されたのか。これら3点を明らかにした後、国民主権に立脚した代議制民主主義に対抗して、政治に参与する君主制を護持しようとする2度のクーデタの根底にある理由と関連づけながら、新憲法がタイ政治に与える影響を考えてみたい。

2 憲法草案の特色

2.1 起草の過程

2014年5月22日にNCPO（クーデタ評議会）がクーデタを決行した。軍事政権下では、NCPOのほか、内閣、国会（立法議会）、改革協議会（2015年に国家改革推進会議へ置換）、

憲法起草委員会の5つが「五川」と呼ばれる基本統治機関となっている。改革を名乗る組織が含まれるのは、クーデタのお膳立てをしたPDRC（国王を元首とする完璧な民主主義体制へと変革するための国民委員会）のデモ隊が選挙よりも先に改革を実施すべきという標語を前面に掲げていたことを反映している。頂点に位置するのはNCPOである。NCPOは議長が首相を兼任し、ほかの4機関のメンバーを任命した。5機関には民選メンバーはいない。

2014年クーデタは成功したクーデタとしては1932年から数えて12回目であった。クーデタでは、憲法の破棄、新憲法起草、総選挙実施、「民政」移管が一般的なパターンである。総選挙実施までの日数は、1977年クーデタは18カ月、1991年クーデタは13カ月、2006年クーデタは14カ月であった。憲法が公布施行されるとじきに総選挙になるので、選挙を先送りしようとするれば、憲法の起草を遅らせることになる。起草に10年をかけた1958年クーデタはそのパターンであった。

2014年クーデタは近年では異例に長い時間を憲法起草にかけた。14年11月に公法学者ポーウォンサクを委員長とする36名の憲法起草委員会が設置された。同委員会は、2014年暫定憲法35条に定められる10項目の指示に従って、草案を15年8月に完成させた。ところが、草案は9月6日に国家改革協議会において否決されてしまった。このため、15年10月5日に法曹実務家ミーチャイを長とする21名の起草委員会が新たに設置され、一から起草が始まった。同委員会の第一次草案は16年1月29日に完成した。内閣は2月15日付けの文書を起草委員会に送付し、16項目の修正を要求した。その16番目では、憲法を公布施行し総選挙を実施した後に2014年クーデタ前のような混乱が再現されることを懸念するので、憲法施行直後には特別期を設定し、秩序維持のための必要性に応じて例外をもうけて欲しいと要望した。それに対応した第二次草案（最終案）が3月29日に公表された。

草案は261条までの本文と、262条以下の経過規定から構成されていた。経過規定は憲法の公布施行当初のみ適用される条文である。この草案完成後に、国家改革推進会議が提案し、国会が採択した追加の質問が用意された。8月の国民投票では、憲法草案への賛否と付加質問への賛否に分けて2票の投票が行われた。

2.2 司法府偏重

歴史学者のトンチャイは2007年憲法起草時に、「鍵になるのは、政治における君主制の役割・位置・権力であり、民選政治家をどう抑制するかということである」と指摘していた⁽²⁾。ミーチャイの憲法草案は、それに輪をかけて、代議制に冷ややかであり、司法府を偏重し、国会や内閣を抑制していた。立法府と執政府は、選挙の洗礼を受けるがゆえに、民主的な正当性がある。司法府にはそれらを抑制する役割が期待される。有権者が2001年

以後選挙に熱狂するようになった結果、多数派の声が国政に反映されやすくなった。そこで少数派（の特権）を守るべく、1997年憲法で整備されていた広義の司法機関（裁判所と独立機関）⁽³⁾が2006年以後顕著に活躍するようになり、多数派の暴政への対抗を口実とした少数派の暴政を実現する役割を果たしている。その中でもとりわけ重要なのが憲法裁判所である。

憲法裁判所は、設置根拠法となる2007年憲法が2014年クーデタで破棄された後にも、2006年クーデタ時とは異なり、存続した。ミーチャイ草案では、「本憲法に定めのない事態が生じたら、国王を元首とする民主主義体制の統治の伝統に基づいて対処する」という1997年憲法や2007年憲法の第7条が見直された。2005年に始まるタックシン派政権打倒運動において、デモ隊はこの条文を根拠として、国王が2006年にそうした権限の行使を明確に否定したにもかかわらず、国王に首相の更迭を繰り返し請願してきた。ミーチャイはおそらく君主の交代を念頭において、国政が危機に陥ったときの「鶴の一声」を君主に代えて憲法裁判所に発させようとした。何が「統治の伝統」なのかを決める権限、つまり国政が麻痺したときに打開策を示す権限を憲法裁判所に付与しようとしたのである。批判が相次いだため、最終草案では、何が「統治の伝統」であるのかについては、「憲法裁判所長官が、下院議長、下院の野党指導者、上院議長、首相、最高裁長官、行政裁判所長官、憲法裁判所長官、独立機関の長の会議を招集し」、「多数決で決定し」、「その決定は国会、内閣、裁判所、独立機関、その他の国家機関を拘束する」という内容へと改められた。独立機関が5つあることを想起すれば、見直し後にも司法偏重であることが明らかであろう。

ミーチャイ草案は、独立機関という章を設けて、独立機関は「公平に、勇敢に、先入観なく、執務し権限を行使すべき」と記した。著名な公法学者ウォーラチェートは、「誰と戦うつもりなのか。勇敢などという言葉は法律で見たことがない」と批判し、独立機関を立法・行政・司法と並ぶ第4の権力に仕立て上げようとしているのではないかと指摘した⁽⁴⁾。

司法府偏重に劣らず重要なのは、総選挙実施後にも権力を温存しようとする軍事政権の強い意欲であろう。ここでは、選挙制度、経過規定、憲法改正阻止の3点から、そうした意欲を確認してみよう。

2.3 選挙制度

従前の選挙制度は、小選挙区375名、比例区125名の並立制であった。それが小選挙区350名、比例区150名へと改められる。抜本的な変化は、有権者が投じるのが2票ではなく、1票になることである。比例区の議席は、小選挙区での得票率に基づいて配分される。2011年総選挙での選挙区得票に基づいて計算した場合、新制度では各党の獲得議席がどうなるのかを、タイの政党や選挙に関する研究の第一人者であるチューラーロンコーン大学

政治学部のシリパンのデータに依拠して、概観してみよう⁽⁵⁾。第一党のプアタイ党は、選挙区で1,427万票(44.9%)、204議席を獲得し、比例区では61議席を得た。彼女によれば(表1参照)、新制度では、同党は500議席の44.9%に相当する225議席の獲得が相当である。しかし、小選挙区ですでに204名の当選者を出したので、比例区で配分されるのは225から204を差し引いた21議席にすぎない。同党の議席数は40減ることになる。他方、第2党以下は、特定の選挙区のみで多くの議席を得た政党や比例区のみで議席獲得を目指していた政党を除いて、獲得議席が増える。

これは、小選挙区で獲得議席が多い政党が、比例区の議席配分では不利になる制度である。憲法起草委員会は、小選挙区で2位以下になった政党にとっての死票をなくすのが狙いと説明している。死票をなくすのが主目的であれば、小選挙区を止めてすべて比例区にすればよい。そうしないのは、死票対策が理由ではないからである。本当の目的は、有力政党の獲得議席数を削り取り、中小規模政党乱立と連立政権を不可避にすることにある。有力政党とは、2001年以後の総選挙で連勝中のタックシン派政党にほかならない。この選挙制度は、他の憲法規定と組み合わせることで、非政党人が首相に選出される可能性を高める。そのパッケージを次に見てみよう。

表1 憲法草案に基づく選挙制度による議席配分想定事例

政党	小選挙区			新制度		旧制度	
	得票数	%	議席数	比例代表	総数	比例代表	総数
プアタイ党	14,272,771	44.94	204	21	225	61	265
民主党	10,138,045	31.92	115	45	160	44	159
C党	3,523,331	11.09	29	26	55	5	34
D党	1,534,027	4.83	15	9	24	4	19
E党	1,258,464	3.96	5	15	20	2	7
F党	369,526	1.16	1	5	6	1	2
G党	246,879	0.78	6	0	6	1	7
H党	138,758	0.44	0	2	2	1	1
I党	非擁立	-	0	0	0	4	4
J党	非擁立	-	0	0	0	1	1
K党	992	0	0	0	0	1	1
その他	278,175	0.88	0	-	1	0	0
有効投票	31,760,968	100.00	375	125	500	125	500

出所: Siripan (2016) より

2.4 経過規定

経過規定とは、憲法の末尾に盛り込まれる262条から279条にかけての規定である。経過規定の269条において、当初の5年間については、上院の定数を200名から250名へと増やし、NCPOが任命する選考委員会を選んだ候補者から、NCPOが244名の上院議員を任命すると定めている。残る6名は軍隊の最高首脳5名と警察長官1名が職権上自動的に就任する。これはNCPOが上院を確実に支配するための規定である。

定員を250名へと増やしたことには大きな意味がある。ミーチャイ委員会の第二次草案が2016年3月29日に完成した直後に、国家改革推進会議が国会に向けて提案した付加質問で、議院内閣制の原則に反する規定を押し込んだからである。それは、総選挙後の首班指名選挙での投票権を任命上院議員にも認めてもよいかどうかという質問である。最終的には、「国家戦略に基づいて国家改革を進めるために、本憲法に基づく国会が発足して以後当初の5年間については、国会の合同会議で審議して首相に任命されるに相応しい人物に同意を与える、と憲法の経過規定の中に定めることを適切と考えますか」というやや難解な質問になった。

追加質問が必要な理由について、国会副議長は4月29日に、「首相が国家戦略に基づいて国家改革を成功させるには少なくとも5年間が必要である。そこで改革の土台を具体的に敷き、下院と上院で構成される国会が国家戦略に基づいて改革を見届けられるようにするため、下院と上院に首相選出に当たらせることにした」と説明した⁽⁶⁾。

一般論を言えば、国民投票にあたって補足の質問が加えられることがあるものの、それはあくまでも参考意見にとどまり、基本の質問と齟齬を来すものにはならないのが通例である。今回の事例でいえば、ミーチャイ草案の内容を修正するものにはならないということである。法的な拘束力を期待するならば、第二次草案そのものに含めるべきである。そうしなかったのは、含めると反発を招いて、草案が否決される可能性が高まるからであろう。それにもかかわらず、法的効力の怪しいおまけの質問が可決されるならば、第二次草案の修正が行われることになる。狹い後出しジャンケンと言えよう⁽⁷⁾。

下院の定数は500名である。そこにNCPO任命の上院議員250名が加わって首相を選ぶことになる。つまり、NCPOは首相選出にあたって、3分の1の票を握ることになる。隣国ミャンマーで軍事政権が作った憲法では、軍隊任命の国会議員は4分の1にとどまるので、タイの新憲法はその上をいくことになる。

しかも、首相は民選議員に限定されない。下院議員限定は議院内閣制の常道といえよう。タイでも1992年5月以後、憲法にそうした規定が盛り込まれてきた。しかし、ミーチャイ草案ではその限定が解除された。92年以前のように、下院の多数派代表ではなく、院外の勢力（軍隊や王室）の支持を受ける人物に首相就任の道が開かれようとしている。

これと関連して、草案88条では政党は総選挙前に首相候補3名を選管に届け出ることになっている。これは新機軸である。ところが、経過規定の272条では、憲法公布施行後初回の総選挙では、「何らかの事情により、憲法88条に基づいて政党が首相候補としていた人物を首相に任命できなくなり」、「下院議員の過半数が候補者名簿からの任命という規定の適用除外に賛成し」、「上下両院の合同会議で3分の2以上の賛同が得られるならば」、下院は候補者以外から首相を選んでもよいと規定されている。首相選出で紛糾したら、政党の候補以外から選んでもよいということである。

1980年代のプレーム政権時代には、総選挙で過半数の議席を獲得する政党がなく、軍幹部が調整役となって連立政権を組み、下院多数派にプレームの首相就任を応諾させていた。次の総選挙後には、憲法草案に盛り込まれた新ルールのゆえに、80年代と同じ事態が生じる可能性が高い。奇妙な選挙制度は、第一党が過半数の議席を獲得するのを困難にし、連立政権を必至にする。票の3分の1を握る軍隊が、政党政治家に圧力をかけて、意中の人物を首相とする連立工作に邁進することになる。

2.5 憲法改正阻止

代議制民主主義を抑制し、軍隊の権力を温存する憲法を作っても、国民代表によって改正されてしまえば努力が灰燼に帰す。ミーチャイ草案には、憲法の改正を事実上不可能にする規定が盛り込まれた。2007年憲法では改正手続きを見直す憲法改正案が国会で可決されようとしたことへの反省に基づいている。

改正の提案は国会議員の5分の1の賛同を得れば可能である。しかしまず、国会での審議を始めるには、上下両院議員の過半数のみならず、上院議員の3分の1の賛同を得る必要がある。これが第一の関門である。上院は、実質的には任命であり、とりわけ当初の5年間にはNCPOが任命する。この上院において3分の1の支持を得るのは至難の業である。

上院の支持を得て審議が始まっても、国会の採決にあたっては、上院議員の3分の1以上の賛同、そして下院各党の2割以上の議員の賛同を得る必要がある。2016年1月完成の一次草案では、各党の支持は1割であったものが、3月の二次草案では2割に引き上げられた。上述のように中小規模政党の議席獲得を助ける選挙制度が採用されるため、小さな政党が議席を獲得する可能性が高い。泡沫政党議員の2割以上に反対票を投じさせることは、説得・買収・脅迫などを駆使すればたやすい。これが第二の関門である。

さらに、憲法の規定のうち、(1) 総論、君主制、憲法改正の3章に関わる改正である場合、(2) 各種公職への就任の資格要件に関わる憲法条文を改正する場合、そして(3) 裁判所や独立機関の職権に関わる改正をする場合については、国会での可決後に、国民投票を実施しなければならない。これが第三の関門である。

2度のクーデタで憲法を破棄した勢力が、国民代表の前に立ちはだかつて、改正を妨げる。このような縛りをかけられた憲法を改正するには、再びクーデタに訴えるか、それに匹敵する騒乱が勃発するのを待たねばならないであろう。いずれにしても、国民主権を蔑ろにする憲法草案に、国民からの同意という装いをまとわせるために欠かせないのが国民投票であった。

3 キャンペーン

3.1 法規制

憲法草案国民投票法が2016年4月23日に施行された。7条では、「国民は国民投票に関する考え方を誠実かつ法律に反しない形で表現したり広めたりする自由を享受する」と記されている。ところが、同法61条では、1) 投票を妨害する騒ぎを起こすこと、2) 投票を左右するために有権者に利益を提供すること、3) 偽計・脅迫・強制・威嚇などで投票を左右すること、4) 投票用紙や投票箱を破損・破棄すること、5) 投票を左右するために賭博を行うこと、6) 投票を左右するために金品を要求すること、7) 投票日前日の18時から当日の投票終了まで間にアルコール飲料を販売・配布・饗応すること、が禁止された。これら7項目に加えて、投票行動に影響を与えるために、虚偽の、激烈な、粗暴な、下品な、もしくは挑発ないし脅迫に当たる文章・画像・音声を、新聞、ラジオ、テレビ、電子メディア、その他のメディアを通じて、流布させることも禁止された。1) から6) に違反したものは10年以下の懲役と20万バーツ以下の罰金に処される。

それに加えて、国民投票の実施機関となる選挙管理委員会が、キャンペーンに関する規則を4月29日に発表した。それには6項目の許容行為と8項目の禁止行為が記された。禁止項目は次の通りである。1) 虚偽の、激烈な、粗暴な、下品な、もしくは挑発ないし脅迫に当たる内容をマスメディアへのインタビューで表明すること。2) 虚偽の、激烈な、粗暴な、下品な、もしくは挑発ないし脅迫に当たる内容をインターネット上で表明すること。3) 激烈な、粗暴な、下品な、もしくは挑発ないし脅迫に当たる象徴や徴表を作成したり送ったりすること。4) 政府機関、教育機関、合法的なマスメディアが参加しない、あるいは政治的な煽動を目的としたセミナーや討論会を開催すること。5) 草案への賛否を表明する衣服、ポスター、ピンバッジ、旗、リボン、その他物品を、政治的な煽動へとつながるキャンペーンの体裁を帯びて、身につけるように誘ったり、販売したり、配布したりすること。6) 政治的な混乱や集会を目的として、虚偽の、激烈な、粗暴な、下品な、もしくは挑発ないし脅迫に当たる内容の文書、ビラ、冊子を配布すること。7) マスメディアが

動員や社会の混乱を招くようなニュースを報じたり、番組を作ったりすること。8) 草案への賛否いずれかの立場へ誘導するために、動員したり投票を妨害したりする性格を帯びたキャンペーンを行うこと。これらの規定から、事細かく、しかし曖昧な表現で、包括的な規制の網がかけられていたことが分かる。

国民投票法は7条と61条が矛盾しており、61条や選管規則による制限は2014年暫定憲法4条に違反している可能性があった。憲法4条には、タイが批准済みの国際条約に基づいて、国民は人間の尊厳、権利、自由、平等を享受すると規定されている。市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）は批准済みの条約の1つである。自由権規約には、a) 他者の権利または信用の尊重、b) 国の安全、公の秩序または公衆の健康もしくは道徳の保護、という自由を制限しうる条件が定められている。軍事政権は、憲法草案への批判を、首相への批判と同様に、国家安全保障への脅威とみなした。

自由でも公平でもないキャンペーン規制への批判を国際社会から招いたため、首相は2016年6月20日に国連事務総長に電話をして、国民投票について説明をした。首相によれば、30分のうち25分は首相が説明した⁽⁸⁾。6月21日には、選管が35カ国の外交官と5つの国際機関の代表を招いて、国民投票に関する説明を行った。選管は、61条が、自由権を保障する暫定憲法4条に反するかどうかについては、「61条は国民投票にとって重要ではない。[同条があっても] 国民投票は可能である」と強弁した⁽⁹⁾。憲法裁判所も6月29日に、61条による規制に合憲判断を下した⁽¹⁰⁾。

3.2 官製キャンペーン

国民投票法は、賛成や反対へと誘導するようなキャンペーンを禁止しつつも、9条で選挙管理委員会が、10条で憲法起草委員会が、憲法草案の要点や長所を説明することを要請していた。担当するのは、草案は憲法起草委員会、国民投票は選挙管理委員会、付加質問は国会である。公式には権限のない国家改革推進会議も5月3日に40名が国会による説明への参加を志願した。軍隊も、一次草案が完成した直後の2016年2月に、8万人から10万人の軍事教練生に憲法起草委員会や選挙管理委員会による研修を受けさせ、一般市民向けの憲法草案の説明に当たらせると発表した。憲法起草委員会は、全国に職員を派遣する内務省及びバンコク都庁の協力を得て、県（76カ所）では5名ずつ（首都は400名）、郡（878カ所）では10名ずつ、村（80,491カ所）では4名ずつの総勢32万人を超える有給の説明員を手当てし、研修を施して説明に当たらせた⁽¹¹⁾。軍事政権は、軍人、警察官、内務官僚、軍事教練の学生など、2007年をはるかに上回る総勢100万人を超える人びとを憲法草案国民投票「広報」活動に動員した。

軍事政権は、一方では総力を結集して憲法草案の「説明」に取り組み、他方においては

有権者を賛成や反対へ「誘導」する行為を禁止した。この身勝手な姿勢を政党は批判した。たとえば、タックシン派のプアタイ党の元閣僚チャートゥロンは5月15日にこう指摘した。「[副首相は]誰もが等しく禁止されると述べているものの、実際には禁止されるのは国民だけである。」「憲法起草委員会、改革推進会議、国会、選管、内務官僚、軍隊」が、草案の長所を説明し、賛成票を投じるように誘導したとしても、警察がその違法行為を摘発することは、遠慮や報復への懸念のゆえに不可能である⁽¹²⁾。また、民主党の広報担当者も5月15日に、「選管、起草委員会、国会は草案の長所を説明することで、国民を賛成へと明らかに誘導している」と批判した⁽¹³⁾。民主党党首のアピシットも、憲法起草委員会や選挙管理委員会がキャンペーン規制見直し要請に耳を貸さないため、5月30日に、長所ばかりを説明する「誘導」を批判した⁽¹⁴⁾。

選挙管理委員会は、投票を呼びかけるためキャンペーン歌を作った。全国4地域ごとに方言を用いた歌詞がついている。「南部のみなさんは民主主義を愛し自由を愛する。国民投票に行き、よき市民となる。」他方、「東北地方のみなさん、誰かの指図を受けてはいけません。自分の頭で考えましょう。」「北部のみなさん、誰かに誘導されてはなりません。しっかりと学習して理解しましょう。」南部への賞賛、東北と北部への蔑視、これは首都と南部の住民が主体となったPDRCデモ隊の偏見をそのまま歌詞にしたような内容であった。批判が相次いだにもかかわらず、選管委員長は、6月8日に、歌詞への評価は主観的なものであり、(禁止規定に該当する)煽動的でも威嚇的でもないと反論した。選管は、しかしNCPOと政府からの圧力により、歌詞の訂正を余儀なくされ、新しい歌詞を6月14日に発表した⁽¹⁵⁾。

また、内務大臣は、7月1日から全国の県と郡に、秩序維持センターを設置したと7月4日に発表した。内務官僚の県知事と郡長がセンターの長であった。これはUDD(反独裁民主戦線。いわゆる赤シャツ派)の着想(後述)を借用したものであり、キャンペーン・投票・開票における不正への監視よりも、草案への反対や投票への妨害に目を光らせるものであった⁽¹⁶⁾。

選挙管理委員会は遅まきながら7月18日に、7月25日から8月5日にかけて10の論点について、賛否両陣営から論者を招いて討論する番組をタイ公共放送局(TPBS)で放送することを決めた。有権者の理解を得るには、時期が遅すぎ、討論の時間も足りないのに、言論規制への言い訳にすぎないと政治活動家のウテーンは7月22日に批判した⁽¹⁷⁾。

3.3 弾圧

2007年の憲法草案国民投票時には、48県に戒厳令が布かれていたものの、賛否のキャンペーンや政党の活動は禁止されていなかった。2016年の規制は厳しかった。警察は4月25

日にバンコクの大学で開催されたセミナーに出席していた大学教員が憲法草案に反対するチラシを手にしていたため、彼女を警察署に連行しようとしたものの、多数の学者・学生・ジャーナリストが居合わせたため、チラシの没収にとどめた。続いて、選挙管理委員会のソムチャイは、4月27日に東北地方の自閉症対策団体の代表者がフェースブックに不当な書き込みをしたとして、国民投票法61条違反の咎で告発した。代表者の59歳の女性は逮捕され、バンコクへ身柄を移送された。ソムチャイは、草案批判は学術的な根拠に基づく必要があり、賛否へと誘導するものであってはならないと主張した。何が違法なのか分からないという批判の声があがる中、選挙管理委員会は前述の通り4月29日に国民投票に関する規則を発表した。

それと時を同じくして、憲法草案への反対運動の機先を制するように、政権側は政治的自由への規制を矢継ぎ早に強化した。4月27日に、政府批判のメッセージをウェブページに掲載していた10名が逮捕された。2名は釈放されたものの、残る8名は、プラユット首相支持を標榜するウェブページを作り、実際には首相を諷刺していたとして、刑法116条の騒乱煽動罪とコンピュータ犯罪管理法違反に問われた。8名のうち2名には刑法112条の不敬罪の容疑も追加された。警察は同日さらに、NCPOへの反対者の相関図なるものを公表した。そこにはUDD幹部の氏名が記され、外国に黒幕の資金提供者がいると表示されていた。

4月27日の10名逮捕に関して、同日バンコクで直立・静止ポーズによって抗議の意思表示をした16名が逮捕された。他方、同日チェンマイで同様な抗議運動をした人びとの代表3名が5月3日に軍隊の基地への出頭を命じられた。タムマサート大学経済学部のピチットは4月27日にフェースブックにこう書き込んだ⁽¹⁸⁾。「風刺的な書き込みはせいぜいのところ名誉毀損にすぎない。しかし、・・・『恐怖心』をかき立てることを狙って、コンピュータ犯罪管理法で重大な罪に問い、さらに一部のものには刑法112条も適用し、合わせて数十年もの懲役刑に処そうとしている。」政権批判派の摘発は、ピチットが指摘するように、憲法草案への反対を圧殺する狙いがあった。軍事政権ならびに憲法草案への不満が渦巻く中、有名な学生活動家（通称チャー・ニウ）の母親が5月6日に不敬罪の容疑で逮捕された。フェースブックで「ええ（チャー）」とあいづちを打ったことが根拠と報じられている。息子への圧力が狙いであったことは明白である。

批判や反対が厳しく規制される中、UDDは、2016年6月5日の日曜日に、政府からの中止要請を無視して、バンコクで「国民投票不正監視センター」開所式を挙行し、全国各地での設置予定を宣言した⁽¹⁹⁾。6月11日に、NCPOの広報担当将校は設置を認めない理由を次のように説明した。第1に、UDDはNCPOと対立しており、政治的な利害関係がある。監視センター設置には、政治的な意図が込められており、混乱を招く可能性がある。第2に、

設置を認める根拠法がない。第3に、当人たちは、以前にNCPO命令39/2557により出頭時に念書に署名をしており、しかもNCPO命令3/2558によって集会を禁止されている。法務担当の副首相ウィッサヌは、6月13日に、監視センターは国民投票法には反しないけれども、5名以上の集会を禁止するNCPOの命令に反する可能性がある」と述べた。これらは、まず禁止を宣言し、法的な理由を後からこじつけるという手法をよく示している。

UDDは6月19日に全国各地で監視センターの開所式を行おうとした⁽²⁰⁾。取締を正当化するため、首相は、監視センターなどという諸外国に存在しないものを設置しようとするのはUDDの私利私欲のゆえだ、と述べた。国防大臣を兼務する治安担当のプラウィット副首相は、「私がかねてから設置できないと述べてきた。」UDDが今後はフェースブックで不正を追及していくのはよいが、「事実を反することをすれば逮捕される。」国連に訴えても、「国内問題であり、人権侵害ではない。法律に基づいて対処しているので問題はない」と指摘した⁽²¹⁾。6月22日には、6月5日の開所式に出席したUDDの19名に出頭命令が出た。5名以上の集会を禁止するNCPO命令3/2558号違反が理由であった⁽²²⁾。

UDDに追い打ちをかけるように、国家放送委員会は、7月4日に、UDDの放送局ピースTVの放送を7月10日からの30日間休止させる決定を下した。放送の中で粗野な言葉を使ったというのが理由であった。これは国民投票直前までの期間にあたっており、UDDにとっては痛手になった。委員の1人であり、決定に反対したスピンヤーは、他の放送局の似通った事例と比べて処分が重すぎるという問題点を指摘し、放送委員会が二重基準を用いていると批判されることを懸念した⁽²³⁾。

UDDのほかにも草案を批判し、弾圧を受ける勢力がいた。6月23日に、サムットプラカーンで草案に反対するビラを配布していたNDM（新民主主義運動）の13名が逮捕された⁽²⁴⁾。6月24日には、1932年6月24日の立憲革命を記念する活動を首都北部で行っていた農業大学生ら7名が、5名以上の集会を禁止する命令に違反したというので逮捕された。7月5日にはラームカムヘーン大学で、「否決しよう」と記したTシャツを着用していた学生7名が、国民投票法違反で逮捕された。7月10日にはラートブリーで停車中の車中に草案を批判する文書を持っていた5名が逮捕された。うち1人は取材のために同行していたオンライン・ジャーナルの記者であり、7月12日にはバンコクにある同社のオフィスが家宅捜索を受けた⁽²⁵⁾。また、北部プレー県で草案否決を訴えるTシャツを着用した5名の写真が、7月19日にUDD活動家のフェースブックに掲載されると、軍人や警察官が7月21日に村を訪れて、5名以上の集会を禁止する命令に違反する可能性がある」と伝え、以後は政治活動をしないうという念書に署名するよう求めた⁽²⁶⁾。

7月中旬には北部地方の数県で、貧困層が恩恵を感じてきた政策が新憲法で廃止されると説明する手紙が1万通以上発見された。官庁仕様の封筒が用いられていて軍隊の自作自

演が疑われる中、政府は有力な地方政治家一族（チェンマイ県自治体長、チェンマイ市長、チェンマイ1区の下院議員などを輩出）を黒幕と断じて、家宅搜索や逮捕を進めた。憲法草案の内容を歪めて説明する国民投票法61条違反にとどまらず、刑法116条の騒乱煽動罪の容疑もかけられた。地元で強い地盤を持つ一族が怪文書作成に関与するのは不自然ながら、有力な一族であるからこそ、その摘発は、憲法草案への批判や反対を封じ込める効果が大きかったといえよう。

英字紙ネーションはこうした状況を憂えて、政府が憲法を批判する文書を発見したと発表しても、「どのように批判しているのかに興味を持つものはなくなった。政府がどう対応するのか、国民投票法に違反しているのか、誰かが投獄されるのか、国際社会がどういう反応を示すのか、みな関心を抱くのはこんなことばかりになった」と報じた⁽²⁷⁾。憲法草案の内容ではなく、批判と摘発に主たる関心が向けられるというのは異常な事態である。

「草案が可決されると予想する。反対者は罪に問われることを恐れて意見を表明できない。他方、支持者は法律違反をまったく懸念することなく存分に意見を表明できる」と民主副党首のニピットは7月25日に述べ、賛成派が憲法草案の長所としてラインやフェースブックなどで発信している6点を紹介した。政治家は草案が可決されると次のような打撃を被るので可決に反対しているにすぎないと説明して、代議制民主主義を嫌う人びとに草案への賛成を促すメッセージである。「1. 政治犯罪には時効がなくなる。2. 政治家が汚職、不正、公金着服をすれば、死刑や終身刑という重罰を科される。執行猶予や保釈は認められない。3. 異常蓄財、資金洗浄、公物や公金を自身や仲間で横領といったことをすれば、政治家は15年から30年の懲役刑に処され、不正に取得した資産を没収される。4. 国政運営で失敗して、国に損害を与えたり、巨額の負債を負わせたりすれば、15年から30年の懲役刑に処される。5. 摘発されて裁判所や独立機関で捜査や訴訟が続いている期間中は、出国を絶対に禁止される。6. 政治家が「公共交通機関などで」VIPとして格別な厚遇を受けたり、航空機のファーストクラスを無料で利用したりすることを禁止する。」ニピットによると、これら6項目は憲法草案には規定されていないけれども、「政治家叩きに世間を賛成させるために、政治家を誹謗中傷し毛嫌いさせようとしている。タイでは人びとが活字を読まず、他人の意見を聞いて妄想をめぐらせるため、事実を反することを簡単に信じてしまう⁽²⁸⁾。」

4 国民投票の結果

4.1 結果

国民投票では、投票率が59.4%、憲法草案への賛成が61.4%、付加質問への賛成が58.1%という結果となった。2007年に実施されたタイ史上初の国民投票では投票率が57.6%、憲法草案への賛成が56.7%であったので、今回は投票率も賛成率も前回はわずかながら上回るようになった。これは軍事政権にとっては望外の喜びといえる結果であろう。

表2 国民投票での賛成票の割合 (%)

地域 \ 年	2007	2016	
	憲法草案	憲法草案	付加質問
南部	86.5	76.9	74.6
中部	65.8	69.5	66.2
北部	51.8	57.7	54.1
東北	36.6	48.6	44.6
全国	56.7	61.4	58.1

出所：選挙管理委員会発表の数値から筆者作成

地域別にみると、賛成率が前回8割を大きく超えた南部地方では、10%ほど低下した。それでも賛成率は76.9%であり、2位の中部地方の69.5%を大きく引き離している。中部地方では賛成率が前回よりも3.7%増えていた。北部地方は、賛成率が前回よりも5.9%上昇して57.7%になった。前回反対票が6割以上あった東北地方では、賛成率が今回は12%も上昇し、48.6%へと増えたものの、反対票のほうが多かった（表2参照）。

タックシンの出身地の北部で賛成票が多いことは怪訝に感じられるかも知れない。北部地方は、行政的には、上中部（ナコーンサワン以北の中部平原）と旧北部（チェンマイを中心とするランナー地方）から構成される。ランナー地方の8県のうちメーホーンソーンを除く7県、つまりチェンラーイ、チェンマイ、パヤオ、ラムパーン、ラムプーン、ナン、プレーでは、2007年には反対票が上回っていた。16年にもこれら7県のうち5県では反対票が上回っていた。賛成票が上回った残る2県でも付加質問については反対票が上回っていた。

東北とランナー地方では反対票が多く、それ以外では賛成が多いという傾向は前回と同様である。そうした中で異彩を放つのは、2004年以来死傷事件が相次ぐ南部国境3県である。2007年には、賛成が9割を超える県が多い南部地方にあっては、7割ほどとやや低め

ながら、賛成票が上回っていた。しかし、2016年には賛成票が4割以下へ激減した（表3参照）。

表3 南部国境3県の賛成票の割合（％）

	2016	2007
パッターニー	34.9	76.5
ヤラー	40.7	73.6
ナラーティワート	38.2	76.8

出所：選挙管理委員会発表の数値から筆者作成

4.2 可決理由

選挙管理委員会は憲法草案の内容の周知徹底に努めず、長所ばかりを一方向的に宣伝しようとした。政権は憲法草案への批判や反対を禁止し、曖昧な法規定に基づいて違反者を逮捕した。弁護士団体の集計によると、国民投票法施行の2016年4月23日から投票直前の8月5日までの間に、国民投票に関連した違反事件で訴追されたのは195名であった⁽²⁹⁾。政権は、アメリカ、EU、国連などの国際社会から自由でも公平でもないという批判を繰り返し浴びても、手綱を緩めなかったことが物語るように、可決を確実視していたわけではない。

憲法草案や付加質問の内容、キャンペーン方法のいずれにも問題が多かったものの、6割が賛成したという厳然たる事実を否定できない。たとえ、選挙管理委員会が有権者への憲法草案の配布を怠り、批判ビラを規制したとしても、有権者は情報を集めることが可能であり、多くのものは内容を理解した上で賛成票を投じた。全国どこでも付加質問への賛成率が低いのはその証拠といえよう。では、民主的とはいいがたいこの憲法草案はなぜ可決されたのであろうか。

いくつかの理由が考えられる。何が決め手になったのかは、有権者によって異なろう。国民投票には、憲法草案への賛否に加えて、プラユット政権への評価という側面もあった。これについては、秩序回復、汚職取締、バラマキ政策の3つを指摘しうるであろう。第1は、2014年クーデタ前に蔓延していたデモや集会に辟易していた人びとは、軍事政権による秩序の回復を評価した。政党も政治団体も活動を禁止されており、静穏になった。これは政治的な規制や弾圧と表裏一体である。第2は、汚職対策である。前政権の汚職をめぐる摘発や責任追及は、クーデタを正当化する理由になっている。新憲法草案は政党政治家を悪玉と見なし、汚職撲滅に寄与するという点が喧伝された。第3は、バラマキ政策である。クーデタ政権は、政党政権による野放図なバラマキ政策を批判してやまない。しかし、実はクー

クエダ政権も同様なバラマキ政策を名称だけ変えて継続している。

憲法草案については、国民が享受してきた恩恵や特典が廃止されるという批判が出た。国民投票が近づくと、プラユット政権は新たなバラマキ政策に着手した。1点目は、無償教育期間を憲法草案に明記された中学3年ではなく、現状通りに高校3年まで延長することを、NCPO命令28/2529で決定した。2点目は、高利貸しの規制である。金利の上限を年15%に制限した。零細融資であれば、36%までの金利が容認されるものの、それは登録制とされた。3点目は、貧民登録である。今後の福祉政策の対象者を決めるために、年収が10万バーツ以下のものに登録を呼びかけた。2,000万人と想定された。登録期間は、国民投票日を挟んだ2016年7月15日から8月15日であった⁽³⁰⁾。

第4は、王位継承である。9世王は健康状態がすぐれず、多くの人びとは10世王への交代が差し迫りつつあると感じていた。NCPO政権は君主制護持を最優先課題としており、王位継承が滞りなく行われると期待された。

クエダ政権に冷ややかな人びとの間でも、草案に賛成する理由があった。第5に、憲法が可決されれば、久しぶりに総選挙が実施される。クエダ後中止されている地方自治体の選挙も再開される。第6に、否決された場合にどうなるのか、NCPO政権が説明しなかったため、不安があった。ミーチャイ草案が可決されれば、将来をある程度は見通すことができる。

可決への圧力が高かったことも見逃せない。第7に、NCPOは憲法草案に関する自由な議論を許さなかった。規制のゆえに、憲法草案の内容を十分に理解しない国民が多かったことを否定できない。第8に、政権は草案可決に向けて、内務省の統治機構をフル稼働させた。中央集権的な行政機構の屋台骨となる内務省は全国の県と郡に職員を派遣しており、その下では住民代表のカムナン（区長）と村長が手足となっている。政治家やUDD活動家が処罰を恐れて行動を躊躇わねばならなかったのに対して、内務省関係者には行動の自由があったことが重要であった。また、カムナン、村長、そして説明に出向いた軍人は、村の住民に対して、草案が可決されれば軍事政権が終わると伝えて、可決を促した。

5 おわりに

バンコク・ポスト紙は2016年5月3日にこう記した。「軍事政権の融通無碍ぶりにはあきれかえるばかりである。軍事政権がしばしば言及する民主主義への行程表は、2014年クエダ直後には1年半ほどの3段階であったものが、2015年には憲法起草のやり直しと国民投票で総選挙までに追加の20カ月が必要になった。民主主義への行程表は、いまや、さらに

先延ばしされているように見受けられる。プラユットが政権を引き続き担当したいということからの5年間、そして民選政権を拘束することになる国家20年戦略である⁽³¹⁾。」

軍隊が政権にしがみつこうとしていることは、最初の憲法草案を起草したポーウォーンサックの発言からも窺える。彼は2016年2月19日に、「[15年9月に]草案が否決されたときには残念だった。・・・[しかし翌日には]彼らは長く居座りたいのだと思い直した」と語った⁽³²⁾。民政移管を遅らせ、権力の座にとどまるために、起草作業を遅延させ、権力温存に都合のよい憲法を起草させようとしているというわけである。

2016年2月に16項目の修正要求を行ったとき、プラユット首相は2月23日に、移行期となる当初の5年間について、プラユット政権が総選挙後も居座るという意味なのかと記者から問われると、「どうしたら続投できるというのか」と答え、同じ質問を重ねて受けると、「なぜ続投するのか。しかし他に方法があって、通常の方法で続投できるならば続投する」と答えた⁽³³⁾。この5年間のための特別な規定が、経過規定であり、さらには付加質問であった。それが国民投票で可決されたことは、プラユット首相が続投に向けて背中を押されたに等しいという面があった。

軍事政権は、移行期だから5年の特別期間が必要だと主張した。何から何への移行なのか。軍事政権から民主的な政権への移行であろうか。選挙をしない軍事政権から選挙をする軍事政権への移行であろうか。そうした移行のために特別期間が必要だということに賛同する者は少ないであろう。そもそも憲法起草に2年以上も費やす必要がない。移行というのは、民意を反映しない非民主的な政権を長期化させるための空々しい言い訳に過ぎないのである。それとも、君主の交代を指しているのであろうか。王位継承のために、民主政治を何年間も休止するというのはいかかなものであろうか。

現代タイを代表する知識人ニティは、ミーチャイの憲法草案は、「支配階層が大衆政治への変化を容認せず、命がけで阻止しようとする試みである。」しかし、「選挙を通じて利権を上手に交渉することを学んだ地方住民を、再び支配階層のクライアントへ引き戻すことなどできるはずがない」と指摘する⁽³⁴⁾。国民が有権者意識に目覚めて選挙に拘るのは不可逆な変化である。脱民主化憲法もそれを利用して権力にしがみつこうとする軍隊も、ゆで卵を生卵に戻そうとあがいているようなものであろう。

注

(1) Surasak Glahan, "Forced to wed a mysterious charter bride", *Bangkok Post*, Jul 14, 2016 (<http://www.bangkokpost.com/opinion/opinion/1035273/forced-to-wed-a-mysterious-charter>)

- bride).
- (2) Thognchai Winichakul, "Toppling Democracy", *Journal of Contemporary Asia*, 38(1) (February 2008): 33.
 - (3) 裁判所は最高裁を頂点とする司法裁判所に加えて、憲法裁判所と行政裁判所がある。独立機関には、汚職防止取締委員会、選挙管理委員会、オンブズマン、会計監査委員会、国家人権委員会がある。
 - (4) "Woracet Phakhirat mai mi sanratthathammanun sia di kwa", *Prachathai*, Feb 8, 2016 (<http://www.prachatai.com/journal/2016/02/63944>).
 - (5) Siripan Nogsuan Sawasdee, "An (other) Undemocratic Transition in Thailand: The Reflection on the 2016 Constitution", a paper presented at International Workshop 'The Japan-ASEAN Collaborative Research Program on Innovative Humanosphere in Southeast Asia: In Search of Wisdom toward Compatibility Growth and Community in the World', at CSEAS, Kyoto University, on December 16, 2016.
 - (6) "Caeng khamtham phuang prachamati so.no.cho. ruam caem wethi ko.ro.tho. 9 klum cangwat", *Phucatkan Online*, April 29, 2016.
 - (7) 第二次草案完成から1カ月近く後の4月22日に公布された国民投票法では、8条において、国会は、追加質問をすると決めた場合には、決定から10日以内に、説明と理由を選挙管理委員会に通知しなければならないと規定されている。追加質問を合法化するための事後立法である。
 - (8) "UN worried by lack of freedoms", *Bangkok Post*, June 21, 2016 (<http://www.bangkokpost.com/news/politics/1015525/un-worried-by-lack-of-freedoms>).
 - (9) "Ko.ko.to. choen phuthaen thut fang pom prachamati to watthakam thai mai mi seriphap thokthiang maicing", *Matichon*, June 21, 2016 (<http://www.matichon.co.th/news/183350>).
 - (10) "San ratthathammanun mati ekkachan mo.61 waksong pho.ro.bo.prachamati mai khat ratthathammanun", *Matichon*, June 29, 2016 (<http://www.matichon.co.th/news/193640>).
 - (11) "Model khru ko-kho-kho dan rang ro.tho. no. thalu dan", *Matichon*, May 3, 2016 (<http://www.matichon.co.th/news/124441>).
 - (12) "Caturong chi ko.mo. prachamati ham prachachon fai dio nae capta co.no.tho. kongthap long phunthi", *Matichon*, May 15, 2016 (<http://www.matichon.co.th/news/136710>).
 - (13) "Ramet chi rap rang ro.tho.no. kon kae thi lang mai ngai", *Krungthep Thurakit*, May 15, 2016 (<http://www.bangkokbiznews.com/news/detail/698291>).
 - (14) "Mak huang khon hen tang mai mi wethi chi khon khian khong mai phut kho sia po.cho. cho. rap san fai dio", *Matichon*, May 30, 2016.なお、民主党内には、意見の対立があり、アピシット党首は憲法草案への態度を投票間際の7月27日まで表明できなかった。彼が反対を表明すると、党内の一部からは反発が生じた。同党には、選挙で勝利することよりもタックシンを叩くことを優先する勢力が存在する。ステープのPDRCに参加した議員はその一部にすぎない。それ以外にも、憲法草案の是非論よりも、UDDとプアタイ党とタックシンへの批判に力点をおく勢力が存在した。ウィラット(法務担当)やワロン(粳米質入れ政策批判の急先鋒)といった幹部である。彼らは「遠方の人物」「邪悪な資本家」といった隠語を用いてタックシン批判を繰り返してきた。
 - (15) "Ko.ko.to. sang thoi prap nua phleng 7 so.kho. lang khoha yiatphak mai tae 7 acan nai clip tikhao", *Matichon*, June 14, 2016 (<http://www.matichon.co.th/news/172816>).
 - (16) "Regime rolls out 'peace centres': Critics say it's a ruse to manipulate Aug 7 vote", *Bangkok Post*, Jul 4, 2016 (<http://www.bangkokpost.com/news/politics/1026765/regime-rolls-out-peace-centres>).
 - (17) "Uthen yan wethi dibet ko.ko.to. rai phon chikat kae kio", *Post Today*, Jul 22, 2016 (<http://www.posttoday.com/politic/444234>).
 - (18) <https://www.facebook.com/pichitlk?fref=nf>
 - (19) "No.po.cho. poet sun prap kong prachamati", *Krungthep Thurakit*, June 5, 2016 (<http://www.bangkokbiznews.com/news/detail/701118>).
 - (20) "Police storm red-shirt centres, foil openings", *The Nation*, June 20, 2016 (<http://www>).

nationmultimedia.com/politics/Police-storm-red-shirt-centres-foil-openings-30288590.html).

- (21) “Bik tu nep khit pralat tang sunprapkong tuan sati ao wela pai su khadi”, *Thai Rat*, June 20, 2016 (<http://www.thairath.co.th/content/642590>).; “Prawit moen no.po.cho. choen UN sangketkan tham prachamati”, *Krungthep Thurakit*, June 21, 2016 (<http://www.bangkokbiznews.com/news/detail/703532>).
- (22) 検察は2016年12月16日に19名を起訴した。
- (23) “Suphinya rap pen siang khang noi pit Peace TV fai nun lae khan khuan mi phunthi dai phut”, *Matichon*, Jul 4, 2016 (<http://www.matichon.co.th/news/200088>).
- (24) “Soldiers halt 'vote no' campaign, arrest dozen”, *Bangkok Post*, June 23, 2016 (<http://www.bangkokpost.com/news/general/1018105/soldiers-halt-vote-no-campaign-arrest-dozen>).
- (25) Atiya Achakulwisut, “One-sided debate on referendum”, *Bangkok Post*, Jul 12, 2016 (<http://www.bangkokpost.com/opinion/opinion/1033657/one-sided-debate-on-referendum>).; Achara Ashayagachat, “A rocky road to the draft constitution vote”, *Bangkok Post*, Jul 12, 2016 (<http://www.bangkokpost.com/opinion/opinion/1033669/a-rocky-road-to-the-draft-constitution-vote>).
- (26) Thai Lawyers for Human Rights, “Co.no.tho. hai chao ban amphoe long khao oprom 5 wan lang sai sua vote-no thairup tangtae chuang Songkran”, Jul 21, 2016 (<http://www.tlhr2014.com/th/?p=1244>).
- (27) Kasamakorn Chanwanpen, “Charter content lost in a vicious cycle”, *The Nation*, Jul 19, 2016 (<http://www.nationmultimedia.com/politics/Charter-content-lost-in-a-vicious-cycle-30290890.html>).
- (28) “Niphit chua ro.tho.no. phan phro khon mai kla hen tang”, *Krungthep Thurakit*, Jul 25, 2016 (<http://www.bangkokbiznews.com/news/detail/708780>).
- (29) “Ko.ko.to. raprong phon prachamati yang pen thangkan 'prayut' phoei bandai 3 khan su kanluaktang khat 4 hetphon 'vote yes' chanakhat”, Aug 10, 2016 (<http://thaipublica.org/2016/08/referendum-15/>).
- (30) “Hom prachaniyom dan prachamati”, *Post Today*, June 20, 2016 (<http://www.posttoday.com/analysis/politic/438360>).
- (31) Atiya Achakulwisut, “A roadmap with many twists, turns”, *Bangkok Post*, May 3, 2016.
- (32) “Buanglang botsarup bowonsak huathae khong khao yak yu nan”, *Matichon*, Feb 22, 2016 (<http://www.matichon.co.th/news/46093>).
- (33) “Bik tu yomrap tong mi konkai chuang plianphan 5 pi”, *Post Today*, Feb 23, 2016 (<http://www.posttoday.com/politic/417770>).
- (34) Nithi Iosiwong, “Rang ratthathammanun chabap ucat buanglang lae buangna”, *Matichon*, Feb 8, 2016 (<http://www.matichon.co.th/news/29428>).